

静岡県砂防指定地等監視員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、砂防法(昭和30年法律第29号)第2条の規定による「砂防指定地」及び地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条の規定による「地すべり防止区域」並びに急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条の規定による「急傾斜地崩壊危険区域」(以下「砂防指定地等」という。)の適正な管理を行いもって民生の安定に資するため、知事が委嘱する静岡県砂防指定地等監視員(以下「監視員」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、別に定める区域ごとに監視員1名を置く。

(委嘱)

第3条 監視員は、砂防行政に理解と関心を有し、かつ、巡回に便利な場所の居住者であって、地元の実情に精通している者のなかから、市町長の推せんに基づき知事が適格者と認める者を委嘱する。

(委嘱の期間)

第4条 監視員の委嘱の期間は、2年以内で知事が定めた期間とする。

(解嘱)

第5条 監視員に委嘱された者が監視員としてふさわしくないと認められる事由が生じた場合又は、本人から辞任の申出があったとき、その他特別の事由が生じたとき、知事は、委嘱期間中であってもこれを解任することができる。

(業務)

第6条 監視員は、市町及び土木事務所と連絡を密にしつつ、砂防指定地等の区域内を巡回し、別に定める要領により、違法行為及び災害箇所等の発見に努め、早期に連絡を行うものとする。

(腕章のはい用及び身分証明書の携帯)

第7条 監視員は、巡視にあたるときは、所定の腕章をはい用するとともに身分証明書(様式第1号)を携帯しなければならない。

(報告)

第8条 監視員は、監視状況について6月、9月、12月及び3月の各月末現在における、前3ヶ月分を翌月5日までに監視業務報告書(様式第2号)により所管の土木事務所長に報告しなければならない。ただし、緊急に措置しなければならない事態が発生していると認めたときは、直ちにその旨を所管の土木事務所長に通報しなければならない。

(巡視回数及び報酬)

第9条 監視員の巡視回数及びこれに対する報酬は知事が別に決める。

附 則

本要綱は、昭和52年4月1日から施行より施行するものとし、昭和46年4月1日施行の静岡県砂防指定地等監視員設置要綱は廃止する。

附 則 この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

静岡県砂防指定地等監視業務実施要領

第1 この要領は、静岡県砂防指定地等監視員設置要綱（以下「要綱」という）に規定する監視員の業務につき、必要な事項を定めるものとする。

第2 要綱第2条に定める監視区域は別表のとおりとする。

第3 監視員は、担当砂防指定地等の区域を巡視するに当たっては、次の事項に留意するものとし、必要な場合は直ちに土木事務所長に連絡するとともに、その指示を受けるように努めなければならない。

- (1) 砂防指定地等の区域内での行為が許可済みであるかどうかの確認
- (2) 許可済みの行為について、許可を受けた内容どおり施行されているかどうかの確認
- (3) 無許可の行為を発見した場合は、その施行者に直ちにその行為を中止するよう注意する。
- (4) 山腹崩壊若しくは、県施工の施設等の災害箇所の有無
- (5) 特に急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域において、住家が危険となっている箇所の有無
- (6) 県が設置した砂防指定地等の標示杭及び立看板の損傷の有無
- (7) その他、砂防指定地等の管理上措置する必要があると思われる事項

第4 要綱第8に定める緊急措置を要する事態とは、次の場合をいうものとする。

- (1) 無許可の行為を発見した場合
- (2) 山腹崩壊若しくは護岸及び堰堤等の施設に災害箇所を発見した場合
- (3) 急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域で、住家が危険となっている場合

第5 土木事務所長は、監視員が巡視するに当たって必要とする行為の許可内容、砂防指定地等の区域図、砂防施設等の設置箇所、その他参考となる事項を、監視員に交付しなければならない。

第6 要綱9に定める巡視回数は月2回以上とし、報酬の額は次のとおりとする。

- (1) 報酬の額 1人月4,950円
- (2) 報酬の支払い 監視業務報告書に基づき4半期ごとに支払うものとする。

第7 監視員の公務災害補償については、静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害保証等に関する条例（昭和42年静岡県条例第55号）の定めるところによる。

附 則

本実施要領は、昭和52年4月1日より施行するものとし、昭和48年4月

1 日施行の静岡県砂防指定地等監視員設置実施要領は、廃止する。

附 則 この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成7年4月3日から施行する。

附 則 この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成12年4月1日から施行する。